

町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン検討委員会設置要綱

第1 設置

町田市北部丘陵活性化計画に基づく実行計画（以下「アクションプラン」という。）の策定及び評価に関し、関係者等の意見を聴取するため、町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) アクションプランの策定に関すること。
- (2) アクションプランの評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部北部丘陵整備課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2016年5月27日から施行する。
- 2 この要綱は、2021年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3 関係）

学識経験を有する者 2人以内

上小山田町内会の代表 1人

下小山田町内会の代表 1人

小野路町内会の代表 1人

田中谷戸街づくり協議会の代表 1人

特定非営利活動法人小野路街づくりの会の代表 1人

特定非営利活動法人鶴見川源流ネットワークの代表 1人

特定非営利活動法人まちだ結の里の代表 1人

特定非営利活動法人みどりのゆびの代表 1人

一般社団法人町田市観光コンベンション協会の代表 1人

町田市農業協同組合の代表 1人